

くらしの情報

●総務課
 総務グループ ☎0240-27-2111
 企画グループ ☎0240-27-2114

●町民課
 税務グループ ☎0240-27-4160
 町民保健グループ ☎0240-27-2113
 福祉環境グループ ☎0240-27-2115

●建設課
 建設グループ ☎0240-27-4161
 産業グループ ☎0240-27-4163
 復興建設グループ ☎0240-27-1251
 除染対策グループ ☎0240-27-4162

●教育委員会事務局
 教育グループ ☎0240-27-4166

●出納室 ☎0240-27-4164
 議会事務局 ☎0240-27-4165

福祉 被災者生活資金貸付制度

06

償還までの日程をお知らせします

東京電力第一原発事故の避難に伴う被災者の生活資金として以下のとおり貸付を行いました。あらためて償還までの日程などをお知らせします。

- ▶実施期間 平成23年3月30日から避難所閉鎖日まで
- ▶貸付額 一世帯当たり50,000円
- ▶利子 無利子
- ▶貸付期間 貸付日より3年間（※最初の1年間は返済猶予）
- ▶返済方法 貸付日から1年経過後3年以内に広野町福祉環境グループへ持参ください。

なお、事前に電話でご連絡いただいた場合、納入通知書を交付しますので、広野町指定金融機関である「あぶくま信用金庫」の窓口で納めることができます。

問 福祉環境グループ ☎0240-27-2115

企画 復興支援バス 無料乗車証の発行

05

平成25年度も継続します

復興支援バスの乗車には、無料乗車証が必要になりますので、各仮設住宅管理人室または役場企画グループでお申込みください。

平成24年度の乗車証をお持ちの方は期限が平成24年3月31日となりますので、お手数ですが再度申請の手続きをとる必要がありますので企画グループまでお越しください。

なお、仮設住宅入居者で平成24年度の乗車証をお持ちの方は、各仮設住宅管理人室で平成25年度の無料乗車証を発行しますので平成24年度の乗車証と引き換えに受け取るようにしてください。

問 企画グループ ☎0240-27-2114

総務 帰還者JR利用運賃助成金制度

01

帰還を加速させるための助成を始めます

町では、広野町への帰還を加速させるためJRを利用する方の運賃を助成します。

詳細については、下記までお問い合わせください。

- ▶制度開始日 平成25年4月1日
- ▶助成対象者 広野町民で、広野町内に居住しているとの届けを役場に出している方

乗車券の種類	申請方法	助成額
通学定期乗車券	広野駅を起点とした通学定期乗車券を購入されたら、その写しを申請書の所定場所に貼り付け、必要事項を記入して、役場総務グループに提出してください。	通学定期券料金の2分の1。ただし、定期券の種類を同じくする広野駅から勿来駅までの料金の2分の1を限度とします。
回数乗車券	広野駅を起点とした回数乗車券を購入されたら、その表紙の写しを申請書の所定場所に貼り付け、必要事項を記入して、役場総務グループに提出してください。	回数乗車券料金の2分の1。ただし、いわき駅までの料金の2分の1を限度とします。
往復乗車券	広野駅を起点とした往復乗車券を購入されたら、駅で申請書の所定場所に確認印を押してもらい、必要事項を記入して、役場総務グループに提出してください。（5回まとめて申請できます。）	往復乗車券料金の2分の1。ただし、いわき駅までの料金の2分の1を限度とします。

問 総務グループ ☎0240-27-2111

税務 課税情報

07

平成25年度の課税情報をお知らせします

町民税

前年度に引き続き通常課税となります。普通徴収の納税通知書は6月14日に発送予定です。

- 納期は、
- 第1期 6月14日～7月1日まで
 - 第2期 8月1日～9月2日まで
 - 第3期 10月1日～10月31日まで
 - 第4期 12月3日～12月27日まで
- なお、給与特別徴収の納税通知書は5月15日に発送予定です。

固定資産税

土地・家屋については、前年度に引き続き広野町全域で1/2の減額課税措置がとられます。また、津波により甚大な被害を受けた区域の土地・家屋については課税免除となります。納税通知書は4月15日に発送予定です。

- 納期は、
- 第1期 4月15日～4月30日まで
 - 第2期 7月1日～7月31日まで
 - 第3期 9月2日～9月30日まで
 - 第4期 11月1日～12月2日まで

軽自動車税

農耕用（トラクター・耕耘機など）車両については、農地の耕作が再開されることから平成25年度より通常課税となります。なお、警戒区域内に放置された車両および被災した車両に替わるものとして新たに取得された車両については、申請により減免または課税免除となりますのでお早めに申請ください。なお、前年度までに申請がお済みの車両については、あらためて手続をする必要はございません。これ以外の車両については、通常課税となります。納税通知書は4月15日に発送予定です。

納期は、
 全期 4月15日～4月30日まで

国民健康保険税

平成25年度保険税は、引き続き国からの財政援助が受けられることとなったことから、平成23年3月11日に広野町に住所を有していた方および警戒区域などから転入された方については、

全額減免となります。納税通知書は7月16日に発送予定です。

平成25年度の納付

口座振替については再振替ができないことから振替日前に口座残高のご確認をお願いします。

納税貯蓄組合については、組合員の方々が避難している状況にあり徴収が難しいことから、前年度に引き続き活動を休止しております。

税務証明

平成25年度の固定資産評価証明については、4月1日から発行が可能となります。また、平成25年度の所得証明および課税証明については、町民税が特別徴収となっている方は5月15日から、それ以外の方は6月14日から発行が可能となります。

問 税務グループ ☎0240-27-4160

町民保健 国民年金保険料額

04

平成25年度の保険料額 月額15,040円

学生であるなど、収入が少ないために国民年金保険料の納付ができない場合は、申請により保険料の納付が猶予・免除となる制度があります。

この申請を行わないまま、国民年金保険料が未納となっていると老後に受け取る年金額が低くなる可能性があるご注意ください。

また、一般の自営業者の方で保険料の納付が困難なときは、「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」があります。詳細については、下記までお問い合わせください。

問 平年金事務所 ☎0246-23-5611

町民保健 国民健康保険 被保険者証の更新

03

新しい保険証を郵送してます

役場に届出をいただいている住所に平成25年度からの新しい保険証を簡易書留で郵送しておりますので、お手元に届いているかご確認をお願いします。

なお、有効期限が平成25年3月31日までの保険証は、役場町民保健グループの窓口で回収します。

問 町民保健グループ ☎0240-27-2113

除染 室内清掃作業

02

ボランティアの方々による室内清掃を行います

ボランティアの方々による室内清掃については、高齢者等のお宅を優先で受付させていただいておりましたが、予約状況も落ち着いてきたことから一般のお宅についても、清掃を行っていただけることになりました。

- ▶作業時間 2時間程度
 ※1家屋につき1回限りです。
- ▶日時 原則、土日
- ▶申込先・期限
 希望される日の2週間前までに除染対策グループに申込みください。

問 除染対策グループ ☎0240-27-4162